平成２７年（フ）第１０２８号
名古屋市緑区鳴海町字薬師山21番地　アドバンス薬師山
債務者　前田　和哉
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５７号
神戸市長田区大谷町３丁目14番53―203号
債務者　**眞**鍋塗装こと　**眞**鍋　竜也
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７５号
神戸市灘区灘北通９丁目１番17号　アドバン王子Ⅰ―601、従前の住所神戸市灘区赤坂通６丁目２番14号　レジデンス赤坂　103号
債務者　草葉　知佳
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６号
兵庫県明石市山下町４番14号、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町八木583番地
債務者　福田早希子（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
兵庫県明石市西明石町１丁目４番６号
債務者　岡本　　明
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
神戸市西区押部谷町福住606番地の５　アバニティ神戸ウエスト308号、前住所兵庫県三木市志染町広野８丁目52番地
債務者　異風こと　鳴瀧　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
神戸市西区南別府２丁目１番地の１　202号
債務者　中川　雅一
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
長崎県対馬市峰町佐賀170番地１、旧住所奈良県生駒市中菜畑２丁目973番地15
債務者　高橋　俊勝（旧姓須山）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
長崎県対馬市峰町佐賀170番地１、旧住所奈良県生駒市中菜畑２丁目973番地15
債務者　高橋　美穂（旧姓杉森）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
宮崎市吉村町江田原甲265番地36、前住所宮崎市高洲町174番地３　福富アパート203号
債務者　武田　雅也
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９８号
宮崎市桜ケ丘町30番８号
債務者　広島希光子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０３号
宮崎市西池町９番13号　サンワコーポ202号、前住所宮崎市宮崎駅東３丁目２番地２　ファーストライフⅦ203号
債務者　**灘**波　芳榮
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０７号
宮崎市花ケ島町笹原2289番地２　レオパレス大宮102号、前住所宮崎市南高松町２番41号ビータスⅧ番館307号
債務者　藤本　姫苗（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８号
宮崎県えびの市大字池島335番地１
債務者　地主ゆかり
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第６０号
宮崎県都城市蓑原町3021番地２　タウンズガロア101
債務者　有川　祐司
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第６４号
宮崎県都城市妻ケ丘町16街区11号　コーポ泉ヶ丘105号室
債務者　田中　好治
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部